

利家公の御墨付戴きあり。」と記し、元祿十四年の郷村名義抄には、『昔年栃平と申家名の百姓十村住、則村名栃平村と申候處、慶長の頃右十村代り、同村居住の百姓鳥越と申家名の者十村住候故、其より鳥越村と申由申傳候。』とある。明治八年十月鳥越西方寺廣國を合併して楳原とした。

**トリゴエ 鳥越** 能美郡西俣内の小字。  
**トリゴエ 鳥越** 河北郡笠野郷に屬する部落。郷村名義抄に、この村の東にはそが峰があつて、諸鳥多く之を通過する。その山下の村であるから名づけたとある。

**トリコエザカジヨウ 鳥越坂城** 珠洲郡鳥越にあつたといふが今詳かでない。能登誌に、『鶴飼村へ往く往還に鳥越坂とて、黒峰城の取出の跡あり。矢倉の跡杯とて其儘あり。』と記する。

**トリゴエジヨウ 鳥越城** ↓ベックウジヨウ 別宮城。  
**トリゴエジヨウ 鳥越城** 河北郡倉見と七里との領境に在つた。↓トリゴエノタタカヒ 鳥越の戦。

**トリゴエノタタカヒ 鳥越の戦** 天正十二年九月十一日佐々成政が末森城攻陥の功を擧げ得ずして退却した時、途に河北郡鳥越を過ぎたが、前田氏の將丹羽源十郎・目賀田又右衛門は、利家の末森に敗れたとの訛傳に驚いて城を棄て脱走した後であつたので、容易にそれを占領することを得た。利家之を回復せんことを欲し、十月十四日兵を出したが、鳥越が山中の嶮難で、之を力攻する能はざるを察し、敵を城外に誘うて付入にせんと謀つたが、城將久世但馬守は士卒を警めて輕進を許

さなかつたから、利家の策行はれず、僅かに民屋に火を放つて納馬した。次いで十三年二月佐々成政は河北郡鷹巢に來侵し、利家は之に報いんが爲、四月八日山崎長徳を先鋒として又鳥越を圍んだ。利家の臣小林權大夫・上坂又兵衛、敵の斥候を迫うて城麓に迫り、城將久世但馬守が急に突撃するを待つて、長徳は横山長知等と共に奮戦功を成した。既にして敵城中に入つて聲息を潜めたので、利家も兵を襲めてその夜金澤に凱旋し、後功を論じて長徳を第一に擧げた。幸いで成政は鳥越の途に保つべからざるを慮り、その守兵を撤したに因り、利家は青木善四郎・大屋助兵衛を遣つて之を守らしめた。

**トリゴシ 鳥越** 羽咋郡鉈打郷に屬する部落。  
**トリコミギン 取込銀** 加賀藩初期にその自ら製造したる銀貨に對し、藩外より輸入したるものを一般に取込銀といふた。然るにその種類複雑にして、通用の不便甚だしかつたから、寛永十年四月取込銀の通用を禁止し、銀座に於いて之を改鑄し、新極印銀を發行することにした。

**トリソヘダカ 取添高** ↓トリダカ 取高。  
**トリダカ 取高** 藩政の時、百姓が他人の田畠を購うて自己の所有にするを取高といふた。取高は一に取添高とも持添高ともいふが、頭振が初めて高を得た場合は取高とのみ稱する。之に反し自己の田畠を分割賣却するを切高といふた。元和元年以降決して切高するを許さなかつたが、元祿六年その禁を解いた。その切高を許されるのは、上納米に不足を生ずる爲、家財を賣拂ふも尙補ひ得ぬ時に限る

を舊格としたが、後には大に自由になつた。切高を行ふには許可を經るを要し、百姓相對にするを下切高といふて法の禁する所であつた。また藤内・織多等及び他國他領の者は取高するを許されなかつた。

**トリトマラスノミネ 鳥不止峰** ↓ヒノミコミネ 火、御子峰。  
**トリバタケ 鳥島** 鹿島郡羽坂なる鳥屋比古神社所藏明曆三年の棟札に、鳥島村了安の名がある。今この村名はないが、一青村に鳥島氏がある。

**トリバタケマゴジウロウ 鳥島孫十郎** 鹿島郡一青の百姓。元祖伴孫右衛門は鳥山氏の末期に羽坂の地に來住し、天正十八年歿した。二代孫十郎の時、寛永三年長連頼から半郡山方裁許を命ぜられ、方百二十間の屋敷を一青に與へられ、鳥島氏を稱した。寛文四年歿。以後代々山廻役・長百姓を勤めた。

**トリミ 鳥見** 藩侯が放鷹を行ふに便する爲、豫め農村の民に命じ、禽鳥の去來を視察せしめるものを鳥見といふた。

**トリヤノスクネ 鳥屋宿禰** 玉葉抄安元二年正月廿八日の條に、能登少掾正六位上鳥屋宿禰助恒が見える。鳥屋宿禰は姓氏錄に載せられぬが、能登人で鹿島郡鳥屋比古神社などと關係のあるものであらう。

**トリヤヒコジンジャ 鳥屋比古神社** 鹿島郡羽坂に鎮座する。式内等舊社記に、『鳥屋比古神社。式内一座。一青庄羽坂村鎮座。庄内十村之惣社。今稱三六所明神。』といひ、能登名跡志には、『羽坂村に鳥屋比古神社立給ふ。御神體は金の鷄の由。神主高木氏なり。市姫の社あり。一宮御神輿所、口より御歸座の時、

一宮神主上指の鎧矢一筋北の方へ放つ也。又御神輿往來七日の内は灰汁をつかはず。是は昔氣多御神御通の時、水を乞ひ給ふに、取違へて灰汁を奉りし因縁也といへり。』と見える。鳥屋比古はトヤヒコと訓むとの説もある。

**トリヤヲ 鳥屋尾** 河北郡笠野郷に屬する部落。  
**トリキウチリヨウ 鳥居氏領** 能登には鳥居氏の領邑のあつたことがある。即ち元祿二年八月十日幕府がその直轄地四十九ヶ村表高一萬石に、舊信濃高遠侯鳥居左京亮忠則の子播磨守忠英を封じたのであつたが、元祿八年五月十五日忠英は近江水口に移封せられた爲、その能登領は再び幕府領に歸した。鳥居領の邑名は之を附録に載せる。

**トリキハマ 鳥居濱** 珠洲郡寺社の海濱をいふ。新氣多神社の一の鳥居が海中に、二の鳥居が砂濱に立て、あるからである。  
**トリキマウテ 鳥居詣** 羽咋郡氣多神社で、毎年舊十二月十一日(今は一月)に行はれる祭儀。夜半丑の刻から神主が本社に拜禮した後、海濱に出て大鳥居の形を砂上に描き、その中央に神籬を立て、海神を拜し、次いで諸末社を順拜することを幾度も繰返し、日出に及んで止むのである。

**ドロノキ 泥木** 珠洲郡大町泥木の内の小字。  
**トヲムラ 十村** (一)十村の名義+加賀藩では數ヶ村を含む組の長を十村と言つた。他藩の大庄屋に當るものである。この十村は慶長九年藩臣本保興次右衛門長廣が能登奥郡に下つた時、その地の大百姓に公務を勤めしめたと起るといはれる。初は十ヶ村内外を支配

を舊格としたが、後には大に自由になつた。切高を行ふには許可を經るを要し、百姓相對にするを下切高といふて法の禁する所であつた。また藤内・織多等及び他國他領の者は取高するを許されなかつた。